

雇用関係助成金を窓口で申請される事業主等の皆様へ

事業主以外の方が各種助成金の申請を行う場合には、窓口において以下の確認を行います。
(提出代行の社会保険労務士の方を除く)

各種助成金関係の申請の際に、**従業員の方は社員証等身分を証明できるもの（下記参照）** その他の代理人の方は**委任状の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示をお願いします。**

提示がない場合、提出をお断りする場合があります。

身分証明書類として認められるもの

- ・社員証（名刺含む）
- ・各種健康保険証・雇用保険被保険者証
- ・運転免許証など
- ・上記確認は申請の都度必要となります。

ご注意ください！

■社会保険労務士、弁護士以外の提出代行者・事務代理人の方へ
報酬を得て手続きを行うことは、法令違反になる場合があります。
(社会保険労務士法第27条)